

# 摂関期の近衛府府務運営と下級官人

——右近衛府年預將曹紀正方を中心に——

齋藤 拓海

はじめに

摂関期、近衛府は本来の軍事的意義を喪失し、近衛将ら上級官人は榮譽職化・貴族化した、といわれてきた。また摂関期の近衛府の府務運営は近衛府政所を中心となっておこなっており、年預將・同將監・同將曹・同番長が所属していたことが明らかにされており、近衛府年預は早くから出現し、將曹・府生クラスの有力な随身が補されるのが一般的であった。一方、院政期には「下級官人である將曹から選ばれる」庁頭が出現し、実務を担うようになった<sup>1)</sup>。庁頭は大石氏、惟宗氏、中原氏など特定の氏族が世襲していた<sup>2)</sup>。年預が近衛府にいち早く出現したのは、近衛府の官司上層部が貴族化し、府の実務運営から切り離され、將監以下の下級官人が実務の担い手となつていったためとされている<sup>3)</sup>。

この様に近衛府務運営や近衛府年預の研究は進展したが、年預と庁頭の関係性や庁頭成立以前の府務運営への下級官人の関与のあり方などはいまだに明らかになつていない。よつて本稿では特に庁頭との関係性が問題となるであろう年預將曹について考察する。摂関期の年預將曹とされる紀正方については、『小右記』に二〇年以上の長期間にわたつて豊富な関連記事が存在する。庁頭成立以前の近衛府下級官人による府務運営を紀正方の活動を通して見ていきたい。

## 一、右近衛府年預將曹紀正方の活動

紀正方については鳥谷氏が年預將曹として言及している<sup>4)</sup>。それによると正方は年預將監と共に右大将藤原実資と年預將との間の連絡役にあつたり、相撲擬近奏の作成などの近衛府政所の実務を担当していたとされる。右近衛府時代にも『小右記』に何度か登場しているが、年預官人としての活動は將曹昇進後の寛弘八(一〇一一)年から見られるとされる<sup>5)</sup>。これ以降、長元四(一一〇三)年に至るまで『小右記』に幾度となく登場している。本章では『小右記』にあらわれる紀正方の活動について、近衛府政所においてどの様な役割を負つていたのかに注目して考察する。なお正方の個人の経歴については、寛弘五(一一〇八)年に府生から將曹に昇進したことがわかるくらいでその系譜関係などは一切不明である<sup>6)</sup>。

### 1 右近衛府関係の情報伝達

まず、近衛府内外の情報伝達に従事する紀正方の姿を見よう。先行研究が言うように正方は右大将実資の指示をその時々年預將に伝えたり<sup>7)</sup>、年預將から大将への報告や決裁願いなどを実資に伝えたり<sup>8)</sup>と大将・年預將間の連絡をおこなつていた。正方の関連記事はこの類のものが大半

を占めている。一見、実資のメツセンジャーの様であるが、実資と正方との個人的な関係は全く見えないので、これらの情報伝達は先行研究の言う様にあくまで年預將曹としておこなっていたと見られる。

正方は大將・年預將間のみの情報伝達をおこなっていたわけではない。大外記から番長守富に伝えられた右近衛府への連絡事項を実資に取り次ぐなど近衛府下級官人からの報告を大將に取り次ぐこともおこなっていた。近衛府案主が年預官人に伝えるべきであった相撲召仰の連絡が滞った事例では、実資が正方に事情を尋ねており、正方が近衛府下級官人の報告を把握する立場にあることがわかる。また、春日祭、大原野祭など近衛官人が祭使を勤める祭礼で、その準備作業の過程で祭使の近衛官人との連絡をとっていた。

正方の情報伝達は近衛府内だけにとどまらず、太政官からの連絡事項も正方が取り扱っていた。近衛府が関わる行事について外記からは日程・招集関連の連絡を、史からは準備・装束関連の連絡を受け、それを実資に伝えていた。事例としては、外記からの行幸日程・参入時刻の連絡、大外記からの女踏歌停止、射礼・賭弓の三月への延期連絡、官下部からの射礼停止連絡など、史からの春宮御元服における近衛府の装束指定などがある。

太政官以外の外部組織からの連絡事項も正方が取り扱っていた。春宮坊から帯刀試で右近馬場を使用させてもらいたいのので馬場を掃除して張皮しておいてほしいとの依頼があったことを実資に伝えた事例、右馬寮の馬属為政から白馬列見に馬頭・助が参入できないことについて問い合わせられ、寮官不参の時は近衛中少将も不参することになると答えた事例があった。今宮社から紫野今宮御霊会に近衛府が奉仕するようにとの今宮牒を受け取った事例もあり、外部組織からの文書の受取もおこなっていたようである。正方は右近衛府と外部組織との連絡窓口になっていたのである。

右近衛府への情報伝達の窓口は紀正方に限るものではなく、年預將・將監や近衛將曹・府生らの事例もあるが、それらに比べて正方の事例が長期間に渡って多く見られる。近衛府の情報伝達は年預將曹である紀正方の許にある程度集約され、その後には本人または他の將監・將曹・府生などが大將・年預將らに伝えたものと思われる。

## 2 文書作成・保管

右近衛府の府務関係文書は政所が作成・保管しており、紀正方が年預將曹としてどの様な役割を果たしたかが問題となる。

### 史料一

已刻許参撰政殿、奉調、申兼成朝臣給官事等、良久清談（宰相乗車後）、有除目難行事・高陽院可造事等、隨身番長身人部保重数年騎射一手、亦為隨身、亦先年前太相府乘醉有可任府生之命、彼間保重在伊予国、仍不能承從、去年須給府生奏、而多事之間不知案内者無便召仕、因之于今遲留、府生欠二人、先請任保重之後相定而已、以將監扶宣示遣將等許、且可書儲請奏之事仰將曹正方、將監扶宣參来云、將等云承之、志正方持来奏、加署給扶宣、令署了可付頭左中弁經通之由仰之、加一行給之、早可奏下之由也、（後略）

（『小右記』寛仁三（一〇一九）年二月一日条）

史料一は右近番長身人部保重の府生昇進の手続きに関する記事である。実資の隨身である保重は「数年騎射一手」であり、先年太閤道長が酔いに任せて府生にしてやると命じたのだが、その頃に保重は伊予国にいたため、府生にできなかった。去年、手続きを進めるべきであったが、多事のために進めていかなかった。実資は保重をあまり召し使う機会がな

つたからいままで遅延してしまつたが、今年は府生の欠員が二人あるから、保重をまず候補者として推挙し、そのあともう一人を近衛将らで定めさせることにした。実資は年預將監扶宣に将らにこのことを連絡するよう指示し、同時に年預將曹紀正方に保重の府生奏の作成を命じた。その後年預將監扶宣は将らに府生候補者人選について了解を得たことを実資に報告し、年預將曹正方は保重の府生奏を作つて実資のもとにもたらし、実資はそれに加署して扶宣に渡し、将らの署名をとつて左中弁経通に渡すよう命じた。実資は経通にすぐに奏下するよう添え書きした。ここには、年預將監が近衛将への連絡・文書回覧、頭弁への文書送付、年預將曹が文書の作成という分担関係が見える。

史料二

府生奏（下毛野公氏）<sup>(其)</sup>事以<sup>(二)</sup>將監扶宣<sup>(一)</sup>示<sup>(三)</sup>遣頭中将許<sup>(四)</sup>、是可<sup>(五)</sup>令<sup>(六)</sup>成<sup>(七)</sup>奏事也、其後將曹<sup>(八)</sup>正方<sup>(九)</sup>参来、仰<sup>(一〇)</sup>案内<sup>(一一)</sup>、小<sup>(一二)</sup>時持<sup>(一三)</sup>来奏<sup>(一四)</sup>、加<sup>(一五)</sup>察了<sup>(一六)</sup>、令<sup>(一七)</sup>加<sup>(一八)</sup>持<sup>(一九)</sup>等署<sup>(二〇)</sup>可<sup>(二一)</sup>付<sup>(二二)</sup>頭中将<sup>(二三)</sup>由<sup>(二四)</sup>含<sup>(二五)</sup>正方<sup>(二六)</sup>訖<sup>(二七)</sup>、  
〔小右記〕万寿二（一〇二五）年一月一七日条

史料二も府生昇進に関する記事である。まず実資は、年預將監高扶宣に右頭中将源頭基に下毛野公武の府生昇進について連絡し、府生奏の作成を命じた。ここでの頭基の立場は年預將である。その後、（年預將頭基からの命を受けた）年預將曹紀正方が実資の許に参来したので、府生奏作成を命じた。しばらくして正方が府生奏を持参したため、実資が加署し、近衛将らの加署を集めて右頭中将源頭基に付すよう命じた。この後、頭基は右中将として府生奏に加署し、藏人頭として府生奏を取り次いだと思われる。ここでは年預將監が年預將に大将の命を伝え、大将・年預將の命を受けた年預將曹が文書を作成して近衛将らに回覧し、藏人頭に付している。史料一と比べると年預將曹が文書の回覧をおこなっている

などの相違点があるが、文書の作成を年預將曹が担っているのはここでも同じである。

府生奏の他にも正方は相撲擬近奏の作成もおこなっていた。正方は相撲擬近奏について「太略書注可入奏者進之」とされており、擬近奏を作成して実資に提出していたことがわかる。また、右近衛府の月奏についても「去月々奏事將曹<sup>(一)</sup>正方<sup>(二)</sup>有<sup>(三)</sup>過失<sup>(四)</sup>」と月奏の過失で正方が責任を問われて怠状を提出している。ことから、正方が月奏作成の責任者であったと見られる。

この様に近衛府政所における文書作成を年預將曹である紀正方が担っていた。政所の文書行政は年預將曹紀正方が支えていたのである。前述の情報伝達の際には、正方は文書を持参し、実資や年預將の決裁を求めたり、近衛将らに回覧したりしている。正方の持参文書として見えるのは前述の府生奏、擬近奏、月奏のほか、旬政に用いる番奏簡<sup>(一)</sup>、相撲定文・雑物請奏<sup>(二)</sup>、大将宣<sup>(三)</sup>、隨身差文<sup>(四)</sup>、物節定文<sup>(五)</sup>など多岐にわたる。これらも基本的には正方が作成責任者であったと見て良いだろう。同一人物による文書作成者と情報伝達者の兼任は効率的な事務処理のあり方だったのだろう。

こうしたあり方における年預將曹紀正方の活動がかいま見られるのが、次に挙げる伊予国大糧米検封・大糧使拘留事件である。

史料三

招<sup>(一)</sup>藏人右少弁<sup>(二)</sup>資業<sup>(三)</sup>、含<sup>(四)</sup>付伊与<sup>(五)</sup>大糧米百五<sup>(六)</sup>石、新司<sup>(七)</sup>頼光<sup>(八)</sup>乍<sup>(九)</sup>在京<sup>(一〇)</sup>未<sup>(一一)</sup>着任<sup>(一二)</sup>、下<sup>(一三)</sup>序宣<sup>(一四)</sup>「官人<sup>(一五)</sup>令<sup>(一六)</sup>檢封<sup>(一七)</sup>事<sup>(一八)</sup>、但以<sup>(一九)</sup>府奏<sup>(二〇)</sup>狀<sup>(二一)</sup>可<sup>(二二)</sup>奏<sup>(二三)</sup>由<sup>(二四)</sup>、同相示<sup>(二五)</sup>、且為<sup>(二六)</sup>令<sup>(二七)</sup>知<sup>(二八)</sup>事情<sup>(二九)</sup>奏狀<sup>(三〇)</sup>可<sup>(三一)</sup>作<sup>(三二)</sup>之<sup>(三三)</sup>由<sup>(三四)</sup>、先日仰<sup>(三五)</sup>正方<sup>(三六)</sup>了<sup>(三七)</sup>、追可<sup>(三八)</sup>送<sup>(三九)</sup>資業<sup>(四〇)</sup>許<sup>(四一)</sup>、〔小右記〕寛仁二（一一〇一八）年四月一日条

府奏持来、令<sup>(一)</sup>取捨<sup>(二)</sup>返<sup>(三)</sup>賜<sup>(四)</sup>正方<sup>(五)</sup>、仰<sup>(六)</sup>可<sup>(七)</sup>附<sup>(八)</sup>資業<sup>(九)</sup>朝臣<sup>(一〇)</sup>之由<sup>(一一)</sup>（請印

之載<sup>（一）</sup>之文也、令<sup>（二）</sup>加<sup>（三）</sup>持并六位官人一兩署、早可<sup>（四）</sup>付由仰<sup>（五）</sup>之、

〔小右記〕寛仁二（一〇一八）年四月二日条

正方持<sup>（一）</sup>来府奏、加<sup>（二）</sup>中将兼住署<sup>（三）</sup>、仰<sup>（四）</sup>加<sup>（五）</sup>六位官人一兩署、早可<sup>（六）</sup>付<sup>（七）</sup>資業朝臣<sup>（八）</sup>之由上、〔小右記〕寛仁二（一〇一八）年四月三日条

將曹正方申云、府奏一昨付<sup>（一）</sup>右少弁資業、今朝取<sup>（二）</sup>案内、資業云、早可<sup>（三）</sup>令<sup>（四）</sup>免上<sup>（五）</sup>之由有<sup>（六）</sup>撰録命<sup>（七）</sup>、随則仰<sup>（八）</sup>遣伊与守頼光、即申<sup>（九）</sup>可<sup>（十）</sup>免由<sup>（十一）</sup>了、向<sup>（十二）</sup>彼朝臣所<sup>（十三）</sup>可<sup>（十四）</sup>案内者、罷向問<sup>（十五）</sup>事由、頼光他行、問<sup>（十六）</sup>目代伍倫朝臣、申云、今明不<sup>（十七）</sup>宜日也、明後日可<sup>（十八）</sup>参来者、可<sup>（十九）</sup>奉<sup>（二十）</sup>免文<sup>（二十一）</sup>歟、〔小右記〕寛仁二（一〇一八）年四月五日条

伊与大粮使祈司物留事、依<sup>（一）</sup>宣旨<sup>（二）</sup>可<sup>（三）</sup>免上<sup>（四）</sup>之庁宣<sup>（五）</sup>正方持来、使姓相誤之上不<sup>（六）</sup>載<sup>（七）</sup>精代・車力<sup>（八）</sup>、仍返<sup>（九）</sup>遣国司所<sup>（十）</sup>、

〔小右記〕寛仁二（一〇一八）年四月八日条

史料三の一連の記事によると、寛仁二（一〇一八）年四月、伊予守源頼光の命で伊予国在庁官人によって右近衛府大粮米一五〇石が検封され、大粮使が拘留された。四月一日、実資は蔵人資業を呼び出し、事態を口頭で伝え、大粮使の解放と大粮米の進上を求める正式の府奏は追って提出すると伝えた。実資は、府奏の作成を何日か前に將曹正方に命じていた。二日、正方ができたあがった府奏を實資の許に持参した。実資はそれを添削して正方に返し、近衛將と近衛府六位官人（將監以下）らが加署したうえで府印を押捺して蔵人弁資業に付すよう命じた。三日、正方が年預中将藤原兼経の加署を得て、訂正した府奏を實資の許に持参した。実資はそれを確認し、六位官人に加署させて早く蔵人弁資業に付すよう正方に命じた。五日、正方は実資のもとに来て、三日に府奏を資業に付

し、今朝、資業にどうなったか尋ねたところ、資業は、撰政藤原頼通の命により、伊予守源頼光が大粮使の解放に応じたので、頼光邸に行つて事情を告げるように、と答えたので、頼光邸に行つて解放する手続きをとるよう求めると、頼光は留守であり、目代伍倫から明後日にまた来るよう言われた、と実資に報告した。八日、大粮使解放を宣旨にもとづいて現地の留守所に命じる伊予国司庁宣を正方が受取り、実資の許に持参する。実資はこれを確認し、文書の不備（大粮使の氏名の誤記、精代・車力料未記載）を指摘して国司頼光に返して書き直させるよう指示した。この後、文言の訂正された国司庁宣を受け取った正方は、使者に庁宣を持たせて伊予国に派遣し、在庁官人に庁宣を示して大粮使を解放させ、大粮米検封を解除させたものと思われる。

この様に正方は事件に際して府奏を作成し、文書を持参して右大将実資、年預中将や他の近衛官人、蔵人弁藤原資業、伊予守源頼光の間を往還し、事態の收拾に奔走している。この事例では大将の実資が年預將曹の正方に命じて事件への対応にあたっていた。年預將曹は年預將・將監と同様に大粮米を扱った「粮所」の職務を兼任していたと<sup>①</sup>思われるので、年預將曹の正方が対応にあたったのは当然であるが、実資が年預將・將監を通さず、直接正方に対応を指示しているのが注目される。この様な突発的な事態に迅速な対応が必要とされる場合は、府の実務を掌握していた年預將曹を動かすのが効率的だったのである。後述する近衛府年中行事運営には登場する年預將監や年預以外の將曹、府生らの姿はここでは見えない。文書作成にあたる年預將曹が府務運営の中心にいることがうかがえる。

近衛府政所には先例答申機能が<sup>②</sup>あり、そのための資料として府庫に文書を集積し、保管していたとされる<sup>③</sup>。紀正方もこうした先例答申に<sup>④</sup>関与していた。賭弓手結で射手に賜る禄の前例諮問<sup>⑤</sup>、賭弓の手結日程<sup>⑥</sup>についての前例諮問<sup>⑦</sup>の事例が見られる。また、吉田祭使提出の供物申文

を前例を勘じて充て給うよう実資に命じられている<sup>33</sup>。これは府庫に保管されている前年以前の供物申文と照合し、要求されている供物が適正か判断した上で祭使に引き渡されたものである。正方は府庫での文書保管と文書勘申を任務としていたのである。

府庫を紀正方が管理していたと思わせる事例がある。右大将実資が正方に博奕に手を染めた隨身たちを処罰するために府庫に拘禁する様に命じた事例である<sup>34</sup>。撰閑家では従者を処罰するために厩舎人に命じて厩に拘禁していたとされており<sup>35</sup>、正方も府庫の管理人として隨身たちの拘禁を命じられたと思われる。

府庫には文書だけではなく、儀式・祭礼・芸能で官人・近衛が着用する儀仗・装束なども保管されており<sup>36</sup>、これらの出納も、年預將曹の役割であったと思われる。

### 3 勤務管理

年預將曹紀正方は、近衛官人の勤務管理にも関与していた。前述した月奏の作成から正方が近衛官人の勤務状況を把握していたことがわかる。また、雷鳴日官人散状の作成も確認できる<sup>37</sup>。近衛官人の陣直・夜行の欠勤が問題化した際には、対応策として近衛官人らの尋問と毎旬の見参を進めることを実資に命じられている<sup>38</sup>。正方が近衛官人の勤務記録を示す文書を作成していたことがわかる。正方が節会の開門奉仕を他の右近將曹に命じている事例もあり<sup>39</sup>、陣直・夜行を含めた日常勤務の監督もおこなっていたと思われる。

1から3までの正方の活動は近衛府の日常的な活動に関するものである。正方は年預將曹として主に文書管理を通じて近衛府の日常的な活動を支えていたのである。

### 4 行事運営

年預將曹紀正方は、相撲節や賭弓・騎射など近衛府が関与する年中行事の運営に参画していた。近衛府ではこれらの儀礼を運営するにあたり、相撲所や射場所など行事運営部署「所」が随時編成され、運営にあたった<sup>40</sup>。正方もこうした「所」に所属し、行事運営に従事していた。

まず、相撲節の場合を見てみよう。紀正方は万寿四（一〇二七）年と長元四（一〇三一）年には年預將監高扶宣や府生紀基武・下毛野光武と共に相撲所官人であったことが確認できる<sup>41</sup>。正方は相撲定文<sup>42</sup>・手結<sup>43</sup>・装束請奏<sup>44</sup>、擬近奏<sup>45</sup>などの持参、相撲人の引率<sup>46</sup>、相撲召仰の実施報告<sup>47</sup>など多岐にわたる活動をおこなっている。

ただし、これらの活動は後述する様に他の近衛官人もおこなっており、年預將曹紀正方の固有の職掌というわけではなかった。正方は相撲所官人としてこれらの活動をおこなっていたと思われる。

次に騎射・賭弓などの射芸行事の運営に従事する紀正方の姿を見てみよう。正方が射芸行事の行事運営部署である射場所に所属していたことを明記している記事は見あたらないが、運営に関与している記事があり、射場所官人として活動していたと思われる。騎射手結については右中將源雅通からの使者として荒手結の射手交替について実資の指示を請うたり、騎射真手結で射手交替要員の騎射の技量を実資に報告したりしている<sup>48</sup>。賭弓については、勝敗を実資に報告し<sup>49</sup>、府生に命じて近衛將らに告げ廻らせ手結着行を催促し<sup>50</sup>、賭弓に奉仕しない近衛官人から過状を提出させる<sup>51</sup>などをおこなっていた。

これら射芸行事への運営従事も相撲節の場合と同様に他の近衛官人にも見られるのであり、年預將曹紀正方の固有の職掌ではなかった。正方はあくまで射場所官人として運営に従事していたのである。

この様に年預將曹紀正方は、行事運営においては、それぞれの行事を担当する「所」の官人として運営に従事していた。前述した様に年預將

監高扶宣は相撲所官人であったが、同様に年預將曹紀正方もこうした「所」にしばしば所属していた。年預官人は必ず「所」に所属していたのかもしれない。これはあくまで「所」官人としての活動であり、年預官人固有の職掌ではなかった。

## 二、紀正方と他の近衛府下級官人との関係

前章では年預將曹紀正方の府務運営における活動を見てきたが、府務運営に関与している近衛府下級官人は正方だけではなかった。年預將監との職掌の分担は前述したので、年預將曹と他の近衛將曹・府生以下の近衛官人との役割分担を見てみよう。

『小右記』万寿四(一〇二七)年七月二八日条に、相撲召合にあたって、不参であったり束帯を着なかつたりした官人が、公事をなおざりにする者として問題となっている様子が見える。そこであげられているのは右近將曹多政方、府生勝良真、將曹若倭部亮範、府生宇自可良忠であり、処罰として「不可預<sup>レ</sup>府中雜事」とされた。彼ら四人は「府中雜事」に預かる立場にあつたからこそ、この処分が処罰として成立したのである。

この中で、勝良真は踏歌節会の不参近衛官人の勘文を書き改めて持参するなど近衛府務運営への関与が見られる<sup>93</sup>。また若倭部亮範は、前述の紀正方の月奏の過失の際に正方の怠状を実資に取り次いだり、同日に亮範が近衛官人昇進を年預中將に伝える使者となつたりしている<sup>94</sup>。ただし、これらの事例は紀正方のそれと比べると事例がかなり少ない。

また、『小右記』長元三(一一〇三〇)年五月二日条には、近衛官人の勤務状況が問題となつており、正方と他の近衛將曹との違いが見て取れる。この時は在京將曹のうち、「勤直」しているのは紀正方だけであつて残りの多政方、勝良真、若倭部亮範の三人は「勤直」していないと批判され

ている。逆に言えば、年預將曹である紀正方が勤直していれば、府務運営に支障は出ないのであり、正方に事務処理が集中していたことがわかる。他の近衛將曹が府務運営に関与する場合は、前述した若倭部亮範が正方の怠状を取り扱つた事例の様に年預將曹の補助的立場であつたと思われる。この事例は正方が自分の怠状を取り扱うわけにはいかなかったためであり、同日に亮範が近衛官人昇進を年預中將に伝える使者となつているのも正方が月奏の過失のために謹慎しているためであつたろう。

將曹より下位の近衛官人の場合はどうか。他に相撲節、射芸行事、祭祀に従事した近衛府下級官人として、清井正武<sup>95</sup>、身人部保重<sup>96</sup>、紀保方<sup>97</sup>、紀基武<sup>98</sup>、下毛野光武<sup>99</sup>などがある。彼らは臨時の行事運営機関「所」の官人として儀礼運営に従事したのである。彼らは府生以下の近衛官人たちであり、毎年の相撲節や射芸行事に従事する府生の顔ぶれは一定しないため、彼らは年預將監・年預將曹の指揮下でその時々に応じて交代で臨時の「所」に所属して儀礼運営に従事していたと思われる。

このほか、恒常的に設置されていたと思われる「所」として前述の政所、粮所があり、衛門府と同様の「厨家」や「養所」などもあつたと思われる<sup>100</sup>。近衛上毛野重基が政所に勤務していた<sup>101</sup>ことや衛門府粮所に権案主・番長・門部など下級職員が勤めていた<sup>102</sup>ことなどからこれらの近衛府の恒常的「所」にも府生以下の案主・番長・府掌・使部ら府下級職員が存在していたと考えられる。

右近府生であつたころの紀正方は、相撲定文の持参<sup>103</sup>、賭弓の報告<sup>104</sup>、旬政に用いる番奏簡の持参<sup>105</sup>などをおこなっている。これらは基本的に「所」官人としての活動である。府生時代の正方が行事運営に携わる場合は、臨時の「所」に所属して事務に従事していたのである。府生正方が府の日常事務に関与している記事は見あたらないが、政所や粮所に所属する下級職員として年預將曹のもとで実務に携わっていた可能性はあ

る。なお正方が府生だったころには、身人部仲重が右近将曹としてしばしば実資の許を訪れており、仲重が年預将曹であったのかもしれない<sup>(68)</sup>。

年預将曹として近衛府政所の実務を担っていた紀正方であるが、年預将監や他の近衛将曹・府生の多くとは異なる性格を持っていた。それは正方が長期間、『小右記』に登場するにも関わらず、その中で随身を勤めた記事や競馬、射芸行事、楽舞に乗尻、射手、舞人・楽人として奉仕した記事が全く見られないことである。武芸や楽舞に優れた一般的な近衛官人のイメージは正方には当てはまらないのである。

一方で、年預将監には播磨保信をはじめとして随身であり、競馬で乗尻を勤めた人物が多い<sup>(69)</sup>。前述の「府中雑事」に預かるとされた中には、「舞道第一」と謳われた多政方<sup>(70)</sup>、「能射」宇自可良忠<sup>(71)</sup>、実資随身であった若倭部亮範<sup>(72)</sup>がいる。「所」官人として活動していた下毛野光武<sup>(73)</sup>、清井正武<sup>(74)</sup>、高扶武<sup>(75)</sup>も随身であり、競馬や射芸行事への奉仕が見られる。

紀正方にはこうした儀礼の演者としての性格が全く見られず、近衛府政所の事務処理に特化した官人であったと見て良い。正方はいわば近衛府の事務方とでも言うべき性格を持っていたのである。

近衛府には、紀正方の他にも事務方にあたる官人が存在した。前述した右近将曹勝良真は皇太后官史生を兼任しており<sup>(76)</sup>、文筆に長けていたことが想像できる。一方で良真に武芸や楽舞の演者としての活動はほぼ見られない。「所」所属の近衛官人の中にも紀保方の様に随身としての勤務、儀礼の演者としての活動が見られない者がおり、こうした事務に従事する近衛官人と思われる。

また、右近将曹小野奉政は旧藏人所出納で三条院主典代であった<sup>(77)</sup>。後に太政官の史に転出し<sup>(78)</sup>、六位史として様々な事務処理に従事した。藏人所出納から近衛官人になった事例として他に多治時政がいる。時政は一条天皇の藏人所出納であったが、その死後の長和二(一〇一三)年

に左近将曹となっていた<sup>(79)</sup>。小野奉政・多治時政の存在は、近衛府に出納・史になり得る実務官人が所属していたこと、藏人所出納から近衛将曹を経て太政官史となる昇進ルートがあったことを示している。いわば下級実務官人の近衛府への出向と捉えられよう。

奉政と時政は近衛将曹としてあらわれるが、府生以下にも同様の出向官人がいたことが想像できる。そもそも諸衛府生は衛府における史生であり、三局史生から衛門府生への転任もあった<sup>(80)</sup>。史生から近衛府生となった実例は見つからなかったが、近衛府にも少なからずこうした出向事務官人が存在していたと思われる。ただし、前述の勝良真は右近番長から府生・将曹に昇進しており、出向官人では無い。近衛府生え抜きの事務官人もいたことになる。

紀正方はこうした近衛府の将曹・府生クラスの事務官人や政所・粮所などに所属する案主・府掌・使部ら下級職員を年預将曹として指揮し、府運営にあたったのである。なお正方自身には府生以前の近衛府での活動が確認できず、出向官人である可能性がある。紀氏は太政官・藏人所の下級官人や権門の下家司を輩出した氏族である<sup>(81)</sup>。そうであるならば、正方は太政官や藏人所の下級官人を勤めた後、右近府生として近衛府へ赴任したのであり、正方こそ近衛府へ出向していた事務官人たちの長であったのであろう。

#### おわりに

撰関期の右近将曹紀正方は年預将曹として近衛府の事務方官人たちを率いて文書作成・保管、前例勘申などに従事し、時に行事担当部署「所」に所属して行事運営に従事した。正方は近衛府において演者としての性格を持たない事務処理に特化した官人のひとりであり、長期間年預将曹として近衛府政所の活動を支えていた。

本稿を結ぶにあたって院政期に登場する近衛府庁頭との関連に触れた。『はじめに』でも述べた様に、近衛府庁頭は特定の氏族が左右近衛府の実務を請け負い、世襲していくものであった。確かに年預將曹紀正方に事務作業が集中している様子が見られ、そのように撰関期には年預將曹に集中していた府務運営事務が、院政期以降、庁頭によって掌握世襲されるようになっていったのであるが、紀氏がそうした地位を世襲していくことは無かった。撰関期においては、庁頭の様な世襲の官司請負制は未成立で制度化されていなかったと見て良いと思う。撰関期には政所年預官人によって担われていた近衛府実務がどのようなプロセスを経て庁頭によって担われるようになったのか、院政期になっても存続する年預官人が院政期に至って庁頭の成立によってどの様に変化したのか、庁頭と年預官人との役割分担はどうなっていたのか、今後の課題としたい。

註

- (1) 鳥谷智文「王朝国家における近衛府府務運営の一考察」(『史学研究』一九九号 一九九三年)、佐々木恵介『『小右記』にみる撰関期近衛府の政務運営』(『日本律令制論集 下巻』吉川弘文館 一九九三年)。
- (2) 笹山晴生「左右近衛府上級官人の構成とその推移」(『日本古代衛府制度の研究』東京大学出版会 一九八五年)二八四頁。
- (3) 中原俊章「諸寮司・宮廷機構と地下官人」(『中世公家と地下官人』吉川弘文館 一九八七年)九七〜九九頁。
- (4) 今正秀「平安中・後期から鎌倉期における官司運営の特質」(『史学雑誌』九九巻の一号 一九九〇年)。
- (5) 鳥谷智文「王朝国家における近衛府府務運営の一考察」(前掲)
- (6) 『小右記』寛弘八(一〇一一)年七月二〇日条。なお以後、小右

記の記事は年月日のみ記す。

- (7) 長元四(一〇三二)年八月一三日条。
- (8) 寛弘五(一〇〇八)年一〇月一九日条。
- (9) 長和元(一〇二二)年八月二七日条など。
- (10) 長和二(一〇三三)年二月二〇日条など。
- (11) 長和二(一〇三三)年一月一六日条。
- (12) 治安三年七月一八日条、同一九日条。
- (13) 長和二(一〇三三)年一月三〇日条、寛仁三(一〇一九)年一〇月二七日条、治安三(一〇三三)年一月二九日条。
- (14) 万寿元(一〇二四)年一月五日条。
- (15) 長和二(一〇三三)年九月一〇日条。
- (16) 寛弘八(一〇一一)年八月二六日条。
- (17) 長和二(一〇三三)年一月一六日条。
- (18) 長和二(一〇三三)年三月一日条。
- (19) 寛仁三(一〇一九)年八月一九日条。
- (20) 寛仁元(一〇二六)年九月九日条。
- (21) 治安三(一〇三三)年二月二七日条。
- (22) 長和四(一〇一五)年六月二六日条。
- (23) 府生奏、將監奏、將曹奏などの補任関係、番奏簡、相撲擬近奏、相撲人装束請奏、相撲召合雑物請奏などの奏、見参、番長宣旨・起請宣旨(大将宣)、府牒、先例答申の勘文などの事例が見られる。鳥谷智文「王朝国家における近衛府府務運営の一考察」(前掲)。
- (24) 治安三(一〇三三)年七月二七日条。
- (25) 治安三(一〇三三)年八月一〇日条、同一六日条。
- (26) 寛弘二(一〇〇五)年二月一〇日条。
- (27) 長和二(一〇三三)年七月二二日条。
- (28) 長和二(一〇三三)年八月二八日条。

- (29) 寛仁三(二〇一九)年八月二八日条。
- (30) 万寿二(二〇二五)年一〇月一九日条。
- (31) 鳥谷智文「王朝国家における近衛府府務運営の一考察」(前掲)。
- (32) 鳥谷智文「王朝国家における近衛府府務運営の一考察」(前掲)。
- (33) 長和二(二〇一三)年二月二九日条、同三月一八日条。
- (34) 長和三(二〇一四)年三月二日条。
- (35) 治安三(二〇二三)年一月一八日条。
- (36) 治安三(二〇二三)年九月二二日条。
- (37) 元木泰雄「撰関家における私的制裁について」(『日本史研究』二五五号 一九八三年)。
- (38) 鳥谷智文「王朝国家における近衛府府務運営の一考察」(前掲)。
- (39) 万寿四(二〇二七)年六月二二日条。
- (40) 寛仁元(二〇一六)年八月一九日条。
- (41) 万寿元(二〇二四)年一月一七日条。
- (42) 鳥谷智文「王朝国家における近衛府府務運営の一考察」(前掲)。
- (43) 万寿四(二〇二七)年七月二八日条、長元四(二〇三二)年八月一三日条。
- (44) 寛弘二(二〇〇五)年二月二〇日条。
- (45) 長和二(二〇一三)年八月一日条。
- (46) 長和二(二〇一三)年七月二二日条。
- (47) 寛仁三(二〇一九)年七月二七日条。
- (48) 寛仁三(二〇一九)年七月二二日条。
- (49) 長和二(二〇一三)年七月二一日条。
- (50) 長和三(二〇一四)年五月五日条。
- (51) 寛弘二(二〇〇五)年三月一八日条。
- (52) 長和五(二〇一六)年三月四日条。
- (53) 長和二(二〇一三)年三月一日条、同二一日条。

- (54) 万寿元(二〇二四)年二月一六日条。
- (55) 治安三(二〇二三)年八月一六日条。
- (56) 長和三(二〇一四)年五月五日条、寛仁二(二〇一八)年五月四日条など。
- (57) 寛仁三(二〇一九)年七月二一日条、治安三(二〇二三)年七月二四日条など。
- (58) 長和四(二〇一五)年閏六月五日条、同五月四日条、同五(一〇一六)年五月四日条、同六日条、寛仁三(二〇一九)年七月二五日条、同元(一〇一六)年二月二八日条など。
- (59) 万寿四(二〇二七)年七月一九日条、同二〇日条、同二二日条、同二八日条など。
- (60) 万寿四(二〇二七)年四月七日条、長元四(二〇三二)年八月一三日条など。
- (61) 「三条家本北山抄裏文書」長保元(九九九)年四月一日衛門府月奏文(『平安遺文』三八〇号)。
- (62) 治安三(二〇二三)年二月五日条。
- (63) 「九条家本延喜式裏文書」寛弘七(二〇一〇)年二月三〇日衛門府粮料下用注文(『平安遺文』四五五号)、同一月三〇日衛門府粮料下用注文(『平安遺文』四五八号)。佐々木恵介『小右記』にみる撰関期近衛府の政務運営」(前掲) 参照。
- (64) 寛弘二(二〇〇五)年二月二〇日条。
- (65) 寛弘二(二〇〇五)年三月一八日条。
- (66) 寛弘二(二〇〇五)年二月一〇日条。
- (67) 寛弘二(二〇〇五)年五月六日条、『本朝世紀』長保元(九九九)年六月一八日条。
- (68) 仲重はその後、年預將監として活動している(前掲鳥谷論文)。長和二(二〇一三)年八月二七日条には「為二年預、久仕二府事」とある。

るが、年預將曹時代をも含めた記述であった可能性がある。

(69) 播磨保信は隨身で著名な競馬の名手であった(『江家次第巻六』臨時競馬)。下毛野公助(永祚元(九八九)年四月二十八日条)、高扶宣(治安二(一一〇二二)年五月二十六日条)にも競馬での乗尻奉仕の記事が見られる。

(70) 治安元(一一〇二一)年二月一四日条。『地下家伝』には楽人として掲載されている。

(71) 『御堂関白記』寛仁元(一一〇一六)年一月一八日条。

(72) 寛弘二(一一〇〇五)年一月一五日条。

(73) 長和三(一一〇一四)年五月一六日条、寛仁元(一一〇一六)年二月一〇日条。

(74) 長和四(一一〇一五)年九月一六日条、寛仁三(一一〇一九)年一月一九日条。

(75) 寛仁三(一一〇一九)年二月一九日条、治安二(一一〇二二)年五月二六日条。

(76) 万寿二(一一〇二五)年二月一八日条。

(77) 長和五(一一〇一六)年一月二九日条。

(78) 万寿元(一一〇二四)年七月一二日条。

(79) 『除目大成抄』第八。

(80) 森田悌「平安中期左右衛門府の考察」(『金沢大学教育学部紀要』二四号、一九七五年)。

(81) 中原俊章「中世地下官人の系譜と身分」(前掲『中世公家と地下官人』)。

### 大学院演習『小右記』講読担当者一覧②

演習日	担当条	担当者
一九九九年		
四月一六日	長徳二年一〇月一日条	田中 基羊
四月二三日	長徳二年一〇月八日・九日条	石原 智則
四月三〇日	長徳二年一〇月一日・一三日条	大津 智子
五月 七日	長徳二年一〇月三日・一二月六日・一〇日条	庄司 正史
五月一四日	長徳二年一二月一四日条	木田 誠治
五月二一日	長徳三年正月二九日・二月一〇日条	三輪誠一郎
五月二八日	長徳三年二月二日・二三日・三月一〇日・一八日・二〇日条	小島 莊一
六月 四日	長徳三年四月三日・五日条	大津 智子
六月 四日	長徳三年四月一六日条・一七日	田口 由香
六月 四日	長徳三年四月一七日・一八日条	庄司 正史
六月 一日	長徳三年四月二二日・二五日条	木田 誠治
六月 一日	長徳三年五月一日・一八日・二六日条	小島 莊一
六月 一八日	長徳三年六月三日・一二日・一三日条	三輪誠一郎
六月 二五日	長徳三年六月二二日・二三日条	大津 智子
七月 二日	長徳三年六月二五日条	田口 由香
七月 二日	長徳三年七月五日条	庄司 正史
七月 九日	長徳三年七月五日・九日・二八日条	庄司 正史
七月 九日	長徳三年八月一日・一二日・一三日・一四日・九月二日条	小島 莊一
七月 一六日	長徳三年九月九日・二〇日条	三輪誠一郎
七月 二三日	長徳三年一〇月一日条	大津 智子
七月 三〇日	長徳三年一〇月一日条	田口 由香
七月 三〇日	長徳三年一〇月一日条	大津 智子